今後の地方協議会について

トラック輸送における取引環境・労働時間 改善広島県地方協議会事務局

平成 27 年度から中央及び各都道府県に設置している「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」(中央に設置している協議会を「中央協議会」、都道府県に設置している協議会を「地方協議会」という。以下同じ。)では、これまで「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」の策定や「パイロット事業」等の実証実験による取組の深掘り、さらに、荷待ち件数が特に多い輸送分野等において、輸送品目ごとの課題整理や改善策の検証を実施し、サプライチェーン全体での課題解決に向け取り組んできたところです。

令和6年度から「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」に 基づき、自動車運転の業務について時間外労働の上限規制が適用されることを踏ま え、自動車運転者の長時間労働の改善と生産性向上の取組を、荷主と連携して更に 加速させていく必要があり、これまでの中央協議会や地方協議会で取り上げられた 課題について、トラック運送事業者、荷主、行政等の関係者が一丸となって、解決 に向けて取り組んでいくことが重要です。

また、取引環境・労働時間改善の課題は、令和6年度時点を乗り越えれば解決する一過性のものではなく、中長期的に継続してこれらの課題に対応していく必要があり、今年度及び令和6年度以降も引き続き地方協議会を開催する運びとなりましたのでご報告いたします。

なお、来年度以降の協議内容及び開催方法等につきましては、委員の皆様からの ご意見を踏まえ、より有意義なものとなりますよう今後も検討して参りますので、 引き続き本協議会へのご理解、ご協力を賜りますよう、改めてお願い申し上げま す。